

認可外保育施設等に係る保育料無償化のご案内

子ども・子育て支援法の改正に伴い、認可外保育所等の保育料について無償化されることとなりました。

本制度の対象となる世帯・費用

○認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業を利用している世帯で、保育料等の無償化の対象となるのは、次のすべての要件を満たす世帯です。

(無償化対象となる施設かどうかは各施設にお問合せください。)

- (1) 0歳児から5歳児及び就学義務が猶予又は免除された園児であること
- (2) 保育の必要性があり、認可保育所・認定こども園等にて保育を受けていないこと
(幼稚園・認定こども園を利用している児童は、利用の幼稚園等が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間が8時間未満又は年間開所日数が200日未満のいずれかに該当する場合のみ対象となります。)
- (3) 今治市に住民登録をしていること(市外の方は、住民登録している自治体にお問い合わせください。)
- (4) 0～2歳児については、市民税非課税世帯であること
 - ・所得割額は父母の合算となりますが、祖父母等(入所児童のきょうだいを含む)と世帯の別を問わず同住所かつ、父母の収入が生活保護基準(第1類+第2類+ひとり親加算)を超えない場合は、祖父母等を合算します。
 - ・所得割額は、住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・配当控除・外国税控除・寄付金税額控除を差し引く前の額をもとに計算します。
 - ・所得割額は、毎年度9月に新年度市民税に切り替えします。

○無償化の対象となる費用は下表のとおりです。児童の年齢により、無償化限度額が変わります。

	限度額
0～2歳児	45,700円/月
3～5歳児	40,300円/月

※限度額の範囲内においては、複数サービス利用も可能です。

※児童の年齢は年度当初(4月1日)時点での年齢で判定します。

利 用 の 流 れ

各書類の詳細については右記参照

①『子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4)』(2・3号認定)

- ▽確認事項 保育の必要性の有無
- ▽書類提出先 認可外保育施設…施設へ提出
一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター…市役所保育幼稚園課へ提出
- ▽認定の通知 認定の可否について、文書にて回答させていただきます。

②『施設等利用費請求書(償還払い用)』の提出

- ▽確認事項 利用実績・領収書等の確認
- ▽書類提出先 認可外保育施設…施設へ提出
一時預かり・病児保育・ファミリーサポートセンター…市役所保育幼稚園課へ提出
- ▽支払い方法 口座振替(児童保護者名義の口座)

注 意 事 項

○限度額を超える場合は、限度額が支給額となります。

○無償化を受けるためには、施設を利用する前に①の申請をする必要がありますのでご注意ください。
(遡って申請を受け付けることはできません。)

提出書類について

① 『子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4)』(2・3号認定)

保育の必要性を証明するための書類も添付いただくこととなります。(提出書類については下表のとおりです。)

保育を必要とする理由			提出が必要な書類		書類チェック欄		認定期間 (限度の参考)
					父	母	
① 就労 <small>月64時間 以上必要</small>	会社等に常勤・パート等で勤務	⇒	就労証明書		☐	☐	状況による
	自営業・自営手伝い 農業・漁業 内職	⇒	就労証明書 + 営業許可証、登記事項証明書、青色申告開業届、確定申告書、売上伝票、売買契約書などいずれかの写し		☐	☐	
② 妊娠・出産 (出産の前後)		⇒	母子健康手帳 (表紙と予定日のページのコピー)		☐	☐	産前産後各8週の属する月
③ 保護者の病気・障がい等		⇒	☐ 診断書(原本) ☐ 身体障害者手帳(別紙) ☐ 療育手帳(別紙) ☐ 精神保健福祉手帳(別紙)	いずれかひとつ	☐	☐	状況による
④ 病人(親族)の介護・看護等		⇒	介護(看護)申立書 と添付資料		☐	☐	状況による
		⇒	添付資料 ☐ 診断書 ☐ 身体障害者手帳(別紙) ☐ 療育手帳(別紙) ☐ 精神保健福祉手帳(別紙) ☐ 介護保険被保険者証(別紙)	いずれか	☐	☐	
⑤ 災害復旧		⇒	罹災証明、民生児童委員の確認		☐	☐	状況による
⑥ 求職活動		⇒	求職申立書 + 状況確認の書類		☐	☐	最大3か月
⑦ 就学		⇒	就学申立書 + 学生証(別紙)または在学証明等 + カリキュラム(時間割)		☐	☐	就学期間
⑧ 【その他の理由】 []		⇒	【その他の添付書類】 []		☐	☐	

○申請児童が0～2歳児の方で下記に該当する方は、以下の書類が必要です。

▽ 入所希望年1月1日又は入所希望前年1月1日の住民登録地が今治市外の方

⇒「当該年度所得課税証明書」

市民税の確認が今治市で行えないため、住民登録地で発行される所得課税証明書を提出する必要があります。

▽ 入所希望年前年に国外に居住されていた方⇒「給与支払証明書」(原本)

前年中に国外での収入がある世帯は、外貨での収入について円に換算し、国内外の収入額を合算し算出した市民税所得割額相当額を補助基準に適用します。国外に居住していた場合は、勤務先から給与証明書などの書類をお取り寄せのうえ、添付してください。

※課税証明・給与支払証明について、継続申請の場合など、既にご提出いただいている場合は不要です。

② 『施設等利用費請求書(償還払い用)』

○特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書の添付が必要となります。

○ファミリーサポートセンター利用の場合は、活動報告書の添付も必要となります。

●お問合せ先●

今治市 こども未来部 保育幼稚園課

TEL : (0898) 36-1524 (直通)